

指数先物・オプション取引に係る契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が指数先物・オプション取引を行うにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対取引（買方の場合は転売、売方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。
- オプション取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ特定の価格で買う権利又は売る権利を取引するものです。ただし、期日まで待たずに、反対取引（買方の場合は転売、売方の場合は買戻し）を行うことも可能です。
- 指数先物・オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが不可能なため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算指数（S Q 値）の差額を受け払いすることで、指数オプション取引では、権利行使価格と最終清算指数（S Q 値）の差額を受け払いすることで、いずれも差金決済が行われます。
- 指数先物取引及び指数オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が生じる（場合によっては差し入れた証拠金を上回る場合もあります）おそれがある取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ（※1）、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます（※2）。

※1：指数先物・オプション取引のお申込、取引にあたっては、「先物・オプション取引口座設定約諾書」等を必ずお読みになり、先物・オプション取引口座開設条件や取引のルールなどをご理解・ご確認いただいたうえで、お申込みください。

※2：取引を行われるには、お客様の投資経験や金融資産等、当社の社内基準に合致されることが必要になります。当社では、お客様の適合性に照らして、取引をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

手数料・その他費用の概要

- ・ 指数先物取引にあたっては、1枚あたり 52.5 円～346.5 円の取引手数料が、指数オプション取引にあたっては、売買代金の 0.189%（最低手数料 189 円）の取引手数料がかかります（1 円未満切捨て）。詳しくは、下記「6. 手数料及びその他費用」をご覧ください。
- ・ 建玉を当社の口座で管理する場合には、口座管理料を頂戴しません。

証拠金について

- ・ 指数先物取引及び指数オプション取引（売建て）を行うにあたっては、下記「7. 証拠金」記載の証拠金を担保として差し入れ又は預託していただきます。
- ・ 証拠金の額は、SPAN (R) (※) により、先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて計算されますので、指数先物・オプション取引の額に対する比率は、常に一定ではありません。

指数先物取引のリスク

指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失（元本欠損）が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

[価格変動リスク]

- ・ 指数先物取引の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより、差し入れた証拠金（当初元本）の額を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、その損失額が、差し入れた証拠金（当初元本）の額を上回るおそれがあります。
- ・ 市場価格が予想とは反対の方向に変化した時には、比較的短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。

[その他の注意点]

- ・ 指数先物取引の相場の変動により計算上の損失額（計算上の利益の払出額を含みます。）が発生したときは、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となります。
- ・ 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。さらに、この場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- ・ 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置をとることがあります。そのため、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となる場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場の値段が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を変更することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあり、結果として差し入れた証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれもあります。

指数オプション取引のリスク

指数オプションの価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失（元本欠損）が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、指数オプションは、市場価格が現実の指数に依じて変動しますので、その変動率は現実の指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数オプション取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

[価格変動リスク]

- ・ 指数オプション取引の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより、差し入れた証拠金（当初元本）の額を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、その損失額が、差し入れた証拠金（当初元本）の額を上回るおそれがあります。

[指数オプション取引の買方特有のリスク（期間リスク）]

- ・ 指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに転売又は権利行使（日経 225 オプション取引の場合、権利行使日は取引最終日の翌日のみ）を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。

[指数オプション取引の売方特有のリスク]

- ・ 売方は、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。その結果として差し入れた証拠金を上回る損失が生じるおそれがあります。
- ・ 売方は、取引注文を出す前にあらかじめ証拠金を差入れなければなりません。その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- ・ 金融商品取引所は、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。さらにこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- ・ 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合には、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、追加証拠金の差入れ又は追加預託が必要となる場合があります。
- ・ 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際は、権利行使価格と最終清算数値（S/Q 値）の差額の支払が必要となりますから、特に注意が必要です。

[その他の注意点]

- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場の値段が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を変更することがあります。その場合、1 日の損失が予想を上回ることがあり、結果として差し入れた証拠金を上回る損失が生じるおそれもあります。

指数先物・オプション取引におきましては金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

※：SPAN (R) とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。

1. 指数先物取引の仕組みについて

指数先物取引は、東京証券取引所及び大阪証券取引所など各金融商品取引所がそれぞれ定める規則に従って行います。（各取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっております。）

(1) 対象指数

取引対象の指数は、東証株価指数（TOPIX）や日経平均株価指数など各金融商品取引所が指定した指数となります。

(2) 取引の期限

指数先物取引は、3月、6月、9月、12月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（イブニング・セッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を

取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌日から新しい限月取引が開始されます。

(3) イブニング・セッション

指数先物取引では、イブニング・セッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。イブニング・セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、翌日の日中取引分と併せて取引日ごとに行います。

(4) 限月間スプレッド取引

指数先物取引では、各取引所が定める一部の指数を除き、2つの限月取引のうち一方の限月取引の売付けと他方の限月取引の買付けを同時に行なう取引（限月間スプレッド取引）ができます。

※当社では、限月間スプレッド取引の取扱いは行っておりません。

(5) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段（原則として、前取引日の清算数値。）から、上下16%程度の制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。なお、金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(6) 取引の一時中断

指数先物取引の各限月取引において先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、取引を一時中断する制度（サーキットブレーカー制度）が設けられています。

(7) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。なお、下記以外にも当社が定めるところにより、取引規制を行うことがあります。

- a. 制限値幅の縮小
 - b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
 - c. 証拠金額の引上げ
 - d. 証拠金の有価証券による代用の制限
 - e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
 - f. 指数先物取引の制限又は禁止
 - g. 建玉制限
- 当社では、証拠金は現金のみであり、有価証券による代用が認められていないことから、当社におきましては影響ございません。

(8) 決済の方法

① 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

指数先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行なったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行なったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済をすることができます。

② 最終清算数値（SQ値）による決済（最終決済）

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行なったときの約定指数と最終清算数値（取引最終日の終了する日の翌日の指数銘柄の始値に基づいて算出する特別な指数。SQ値といえます。以下同じ。）との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

2. 指数オプション取引の仕組みについて

指数オプション取引には、東証株価指数（TOPIX）オプション取引や日経平均株価指数オプション取引などがあり、商品ごとに東京証券取引所及び大阪証券取引所など各金融商品取引所が定める規則に従って行います。（各取引所で、

用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっております。)

(1) 取引の対象

取引の対象は次の2種類とします。

a 指数プットオプション

対象指数の数値が権利行使価格を下回った場合にその差に各金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

b 指数コールオプション

指数の数値が権利行使価格を上回った場合にその差に各金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

(2) 取引の期限

指数オプション取引は、3月、6月、9月、12月限月取引（以下「四半期限月取引」といいます。）と、その他の限月取引に区分して行われており、商品ごとに四半期限月取引とその他の限月取引の組み合わせにより限月取引が設定されています。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌日から新しい限月取引が開始されます。

(3) イブニング・セッション

指数オプション取引では、イブニング・セッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となります。イブニング・セッション中に行った取引に係る証拠金の差入れ又は預託などは、翌日の日中取引と併せて取引日ごとに行います。

(4) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、前日の最終の指数を基準に、上下16%程度の制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。なお、金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(5) 取引の一時中断

指数先物取引の各限月取引において先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、指数先物取引が一時中断されることとなっておりますが、同時に指数オプション取引についても取引が一時中断されます。

この場合、指数オプション取引については、指数先物取引の限月取引に対応する限月取引（例えば、先物取引の3月限月に対しては、オプション取引の1、2、3月限月）を中断することとなります。

(6) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。なお、下記以外にも当社が定めるところにより、取引規制を行うことがあります。

a. 制限値幅の縮小

b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ

c. 証拠金額の引上げ

d. 証拠金の有価証券による代用の制限

e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ

f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ

g. 指数オプション取引の制限又は禁止

h. 建玉制限

当社では、証拠金は現金のみであり、有価証券による代用が認められていないことから、当社におきましては影響ございません。

(7) 権利行使

① 権利行使日

指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の終了する日の翌日のみです。

② 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、権利行使日の各金融商品取引所が定める時限までに金融商品取引業者に対して権利行使を指示しなければなりません。

なお、権利行使日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、上記の時限までに買方顧客から権利行使の指示がなくても、買方顧客から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。ただし、当該銘柄であっても、買方顧客が権利行使を行わない旨を指示することにより、権利行使を行わないことができます。

(注) イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を下回っている場合を言います。

③ 権利行使の割当て

金融商品取引清算機関（以下「清算機関」といいます。）は、金融商品取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する金融商品取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分と顧客の委託分とに区分して通知します。また、当社が顧客の委託分への割当ての通知を受けた場合、所定の方法により、お客様に割り当てます。

(東京証券取引所における指数先物取引及び指数オプション取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構、大阪証券取引所における指数先物取引及び指数オプション取引の清算機関は大阪証券取引所となっています。)

(8) 決済の方法

指数オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。

① 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

指数オプション取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）することにより決済することができます。

この場合、買建玉を保有する投資者（買方）は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する投資者（売方）は、買付代金を支払うこととなります。

② 権利行使による決済

指数オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

権利行使割当てを受けた売方は、権利行使価格と最終清算数値との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

3. 取引参加者の破綻時の建玉の処理(ギブアップ制度)について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に有している建玉については次の処理が行われます。

① 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、金融商品取引所が指定した取引参加者に対してお客様が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者にオプション取引口座を設定する必要があります。

② 移管せずに転売・買戻しを行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻しを指示することによって行うこととなります。

③ 金融商品取引所が指定する日時までに①②いずれも行われなかった場合

お客様の計算で転売・買戻しが行われます。

※なお、差し入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者又は清算機関から返還を受けることができます。

※当社では、ギブアップ制度の取扱いは行っておりません。

4. 指数先物・オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における指数先物・オプション取引については、以下によります。

- ・ 国内の取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の取次ぎ
- ・ 指数先物・オプション取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 指数先物・オプション取引のお取引に関するお客様からの金銭又は建玉の管理

5. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において指数先物・オプション取引を行われる場合は、以下によります。

(1) 取引の開始

- ① ログイン後の先物・オプションのお申込手続き「先物・オプション取引口座申込み」画面で、お客様の先物・オプション取引に関する知識や取引開始基準に関する事項についてお聞きします。すべての項目にお答えください。また、ウェブ審査終了後に「先物・オプション取引口座設定約諾書」をご確認いただき、電磁的にご提出いただきます。
- ② ウェブでの申込み終了後、当社にて口座開設の可否を審査させていただきます。審査終了後、先物・オプション取引口座開設の手続きをいたします。
- ③ 口座開設の手続き完了後、電子メールにてご通知いたします。
- ④ なお、審査にあたり、当社が必要と判断した場合は、お客様にお電話で確認させていただくこと、また面談させていただくことがあります。

※当社では、指数先物取引に係る書面の交付等は、すべてウェブサイト上で電磁的な方法で行うため、取引開始にあたっては、電磁的方法による交付をご承諾いただきます。

※取引を行われるには、お客様の投資経験や金融資産等、当社の社内基準に合致されることが必要になります。当社では、お客様の適合性に照らして、取引をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

(2) 注文に関する事項

ご注文に当たっては、委託する取引対象及び限月取引、売付け又は買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。

詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

(3) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした先物取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様に交付します。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社法規管理部へ直接ご確認ください。

(4) 決済損金

建玉返済による決済損金は決済日（約定日の翌営業日）に証拠金から決済されます。証券総合取引口座の預り金（現金）からは決済されませんのでご注意ください。証拠金残高が不足している場合は、下記いずれかの方法で決済日までに証拠金に振替えていただく必要があります。

<証券総合取引口座の預り金（現金）からの振替>

証券総合取引口座の預り金（現金）がある場合は、お客様ご自身で証拠金に振替えることができます。決済日の 15 時 30 分までに振替を行っていただきますようお願いいたします。

<証券総合取引口座の預り金（現金）がない場合>

証券総合取引口座へご入金ください。ご入金後は証券総合取引口座の預り金（現金）へ反映されますので、残高

を確認の上、決済日の 15 時 30 分までに証拠金への振替を行っていただきますようお願いいたします。

(5) 不足金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

建玉返済による決済損により不足金が発生した場合、お客様は受渡日（約定日の翌営業日）までに不足金を入金していただく必要があります。お客様より当該受渡日までに当該不足金のご入金が無い場合は、当社はお客様に通知することなく、当社でお預りしている預り金や有価証券などを当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(6) 先物・オプション取引の制限について

お客様が法令諸規則、「先物・オプション取引規定」、「先物・オプション取引口座設定約諾書」その他当社の約款・規定等に違反したとき、又は当社に対する債務の履行を怠ったときなどは、当社は任意でお客様の先物・オプション取引を制限、もしくは禁止できるものとします。

6. 手数料及びその他費用

・ 指数先物取引

日経 225 先物	346.5 円（税込み）／1 枚
日経 225mini	52.5 円（税込み）／1 枚

※SQ 決済時は上記手数料がかかります。

※1 建玉ごとに計算し、ポジションが決済されたときに証拠金から差し引かれます。

※1 円未満は切捨て

・ 指数オプション取引

売買代金の 0.189%（最低手数料 189 円）。売買の都度、証拠金から差し引かれます。

7. 証拠金

(1) 最低必要証拠金

0 円（オプション買建ての場合）

(2) 必要証拠金

SPAN (R) に基づき当社が計算する証拠金額 (※1) × 証拠金掛け目 (※2) - ネットオプション価値の総額 (※3)

※証拠金の預託は 100% 現金のみとさせていただきます。(※4)

※1 : SPAN(R) とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。

※2 : 指数の変動状況などを考慮の上、証拠金額に対する掛け目は 1.4 倍を上限に当社の任意で変更することができます。

※3 : ネット・オプション価値の総額は、買いオプション価値の総額から売りオプション価値の総額を差し引いて得た額です。買いオプション価値及び売りオプション価値は、次のとおりです。

買いオプション価値の総額：買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を 1 単位あたりの金額に換算した額に、売り買い差し引き数量を乗じて得た額

売りオプション価値の総額：売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を 1 単位あたりの金額に換算した額に、売り買い差し引き数量を乗じて得た額

※4 : 証拠金の現金比率については、100% を上限に当社の任意で変更することができます。

(3) 最低維持証拠金

SPAN (R) に基づき当社が計算する証拠金額 × 証拠金掛け目 (※1) - ネットオプション価値の総額

※1 : 指数の変動状況などを考慮の上、証拠金額に対する掛け目は 1.2 倍を上限に当社の任意で変更することができます。

(4) 取引余力

新規の注文は「取引余力」の範囲内で注文いただけます。「取引余力」は受入証拠金の額に応じて算出され、証券総合取引口座にログイン後、「余力照会」画面に表示いたします。

【取引余力の計算方法】

・取引余力 = 受入証拠金 + 翌日受渡代金 (※1) - 必要証拠金 - 証拠金拘束額 (※2)

※1 : 翌日受渡代金 = 先物決済約定損益 + オプション売約定代金 - オプション買約定代金

※2 : 証拠金拘束額 = 先物建玉評価損 + 先物新規建手数料 + オプション買注文代金

※オプション買建時の成行注文の場合は、下記の単価でオプション買注文代金を計算します。

・現在値が 100 円未満 …… 当該オプションプレミアムの現在値 + 10 円

・現在値が 100 円以上 …… 当該オプションプレミアムの現在値 × 110%

なお、「出来ず引け成り」注文の場合は、成行注文として上記の計算方法で算出した価格と指値の価格のうち大きい方の価格でオプション買注文代金を計算します。

【注意事項】

国内の他の金融商品取引所における先物・オプション取引について差入れ又は預託している証拠金に余剰額がある場合には、差入れ又は預託が必要な証拠金の額からその余剰額を差し引くことができます。

なお、証拠金所要額は清算機関の規則に定められた最低基準であり、実際の額は当社が定めます。また、当社から証拠金の差入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差入れ又は預託を行わなければ、当社は、その建玉についてお客様の計算で転売又は買戻しを行い決済することができます。

更に、差入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は、委託分の取引証拠金として、清算機関にそのまま預託（直接預託）されるか、お客様の同意があればその全部又は一部が金融商品取引業者の保有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関に預託（差換預託）されることとなります。その際、清算機関への預託の方法（直接預託か差換預託か）により、「取引証拠金」と「委託証拠金」に区分されて取り扱われますが、お客様にとっては本質的に変わるところはありません。

(5) 値洗い

先物の建玉は、毎日終値（最終気配値のある場合はその気配値）を基準とし、またオプションの建玉の証拠金は、毎日大阪証券取引所が算出する SPAN (R) リスクパラメーターを基準として値洗い計算を行います。当日の値洗いの結果生じた前日との差額は、受入証拠金に加減されます。当日の値洗いは、大阪証券取引所が算出する SPAN (R) リスクパラメーターと先物・オプションの建玉情報に基づき、当初の最低維持証拠金額を計算します。受入証拠金が最低維持証拠金額を下回った場合は、追加証拠金を差し入れていただく必要があります。

(6) 追加証拠金

受入証拠金が最低維持証拠金を割込むと追加証拠金（追証）が発生します。追証発生の場合は、追証が発生した日の翌営業日の 15 時 30 分までに、受入証拠金が基本証拠金に回復するまでの必要金額を証拠金に振替えていただく必要があります。

追証発生の場合には、新規建ができなくなります。翌日以降に相場回復によって最低維持証拠金を回復した場合でも追証請求額の証拠金への振替は必要となります。なお追証の差入れを時限までにいただけない場合は、当社はお客様に通知することなく、未約定の取引注文は当社が任意で取消し、お客様の全ての建玉を当社が任意で反対売買により返済させていただきます。その際発生した損益金はお客様に帰属します。

(7) 証拠金の差入

先物・オプション取引のご注文を行う際には、あらかじめ当社所定の必要証拠金以上の額のご資金が必要となります。お取引に必要な証拠金は、お預り金から証拠金への振替により行っていただきます。証券総合取引口座にログイン後、「先物・オプション」→「証拠金振替」画面から、ご指示ください。

振替の受付は、3:00～5:00 を除く時間においていつでも指示が可能となっております。ただし、営業日夕方（15:30～16:10 頃）の日次処理中は振替が出来ません。また、振替指示は指示完了後、即座に反映されます。

なお、各指示の時間における入金日は、0:00～3:00 及び 5:00～15:30 の間は当日入金、15:30～24:00 の間は翌営

業日入金になります。

※証拠金の完全前金制及びその例外

・ 証拠金の前金制

株式取引同様に、先物・オプション取引においても前金制により証拠金を差し入れていただく必要があります。当社では、現物株式や投資信託、カバードワラント等の取引において、事前にお客様よりご入金いただいた、お預り金と MRF の残高の合計額範囲内で取引をお受けする「前金制」を導入いたしております。先物・オプション取引においても、この考え方は同様であり、お客様が取引を発注される時点で差し入れられた証拠金を考慮したうえで計算された取引余力の範囲内でお取引をお受けいたします。

・ 決済損金充當時の前金制の例外

先物・オプション取引の建玉の決済に伴い発生する損金については、前金制の対象となりません。そのため、発生した損金がお預り金又は証拠金現金の範囲内で充当できない場合は、決済日の指定の時刻までの間に、不足金を当社にご入金いただき、当社で入金の確認ができることが必要となります。

(8) 証拠金の振替・出金

先物・オプション口座にある証拠金は、必要証拠金額を下回らない範囲で、証券総合取引口座に振り替えることができ、証券総合取引口座よりご出金いただけます。

証券総合取引口座にログイン後、「先物・オプション取引」→「証拠金振替」画面から、ご指示ください。

振替の受付は、3:00～5:00 を除く時間においていつでも指示が可能となっております。ただし、営業日夕方(15:30～16:10 頃)の日次処理中は振替が出来ません。また、振替指示は指示完了後、即座に反映されます。

なお、各指示の時間における振替日は、0:00～3:00 及び 5:00～15:30 の間は当日振替、15:30～24:00 の間は翌営業日振替になります。

8. 指数先物・オプション取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項

・ コール

原資産を権利行使価格で「買う」権利のことです。SQ 日において原資産の価格が権利行使価格＋プレミアムよりも高ければ、利益が発生します。

・ プット

原資産を権利行使価格で「売る」権利のことです。SQ 日において原資産の価格が権利行使価格＋プレミアムよりも低ければ利益が発生します。

・ 建玉

先物取引で、新規に買いの取引が成立（買い建て）、又は売りの取引が成立（売り建て）したまま決済せずに保有している約定のこと。ポジションともいいます。

・ 買戻し

売り建てた建玉を買って決済すること。

・ 転売

買い建てた建玉を売って決済すること。

・ 限月

先物取引で、取引できる期限の月のこと。日経 225 先物取引では、3 月、6 月、9 月、12 月の限月のうち直近の 5 限月が、日経 225mini では、2 限月が取引されます。一方、日経 225 オプション取引では、6 月、12 月の限月のうち直近 10 限月、3 月、9 月の限月のうち直近の 2 限月、とそれ以外の直近の限月 3 ヶ月を加えた計 15 限月が取引されます。先物・オプション取引では、この限月が銘柄名となり、例えば 9 月の限月を取引する場合は 9 月限（くがつり）と呼んで注文します。

・ 最終決済

指数先物・オプション取引において、取引最終日までに反対売買がおこなわれなかった建玉について、SQ 値によって決済を行うこと。

・ 証拠金

先物・オプション取引を行う際に必要な担保金のようなものです。指数オプション取引では、売り建ての場合のみ必要となります。証拠金は「SPAN (R)」に基づき計算された基準額をベースに、各証券会社で設定されます。新規

の取引を行わない場合でも基準額が変わればその額が適用されます。また、相場の見通しが予想に反して動いた場合、証拠金以上の損失が発生するほか、損失で不足した額を追加証拠金（追証：おいしょう）として差し入れなければなりません。

- ・ 清算指数

指数先物取引の値洗い等を行う際に使用される値のこと。原則として、その指数先物取引における 1 日の最終の約定値段。

- ・ 値洗い

未決済のままの建玉やプレミアムをその日の清算指数で日々評価し直し、その評価損益を受入証拠金に反映することです。日経 225 先物取引、日経 225mini は原則としてその日の日経 225 先物取引の終値を用います。値段が付いていない場合は先物の各理論価格等を使用します。

- ・ 反対売買

取引最終日までに決済を行う方法で、当初行った取引と反対の取引を行うことです。つまり、先物を買って建てた場合は、市場で転売し、逆に売って建てた場合は市場で買戻します。先物取引の場合は、当初約定した先物値段と反対売買時点の先物約定値段の価格差が損益となります。一方、オプション取引は当初約定した値段と反対売買時点の約定値段の価格差が損益となります。

- ・ ロールオーバー

先物取引における建玉を継続して保有するため、取引最終日までにスプレッド取引などを利用して、先物を期近から期先へ乗り換えることをいいます。逆に期先から期近へ乗り換えることを「ロール・バック」といいます。

- ・ 権利行使価格

オプション取引で、原資産（対象指数）を買ったり、売ったりする権利を行使できる基準となる予め決められた価格のこと。

- ・ 権利行使日

オプション取引において権利を行使できる設定日。満期日までの期間中いつでも行使できるアメリカンタイプと満期日のみに行うことができるヨーロピアンタイプがあります。日経 225 オプション取引は限月満期日（第 2 金曜日）のみ行使できるヨーロピアンタイプになります。

9. 指数先物・オプション取引に係る金融商品取引契約に関する租税の概要

(1) 指数先物取引に関する租税の概要

① 個人のお客様に対する課税

指数先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

② 法人のお客様に対する課税

指数先物取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

(2) 指数オプション取引に関する租税の概要

① 個人のお客様に対する課税

指数オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他のオプション取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

② 法人のお客様に対する課税

指数オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

※詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

10. 当社の概要

- ・ 商号等：マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地：〒100-6219 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号

- ・ 設立：1999年5月
- ・ 資本金：7,425百万円
- ・ 主な事業：金融商品取引業
- ・ 加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
- ・ 連絡先：ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お客様ダイヤル：0120-846-365（フリーコール）

03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部IP電話）

※ログインIDと暗証番号をご用意ください。

当社ホームページ：ログイン後の「ヘルプ・お問い合わせ」の入力フォームから
お問い合わせいただけます。

以上
(平成22年1月)

KTM_SOP-6